

【重要】

先般より、各大学・高等専門学校における臨時休業等を実施に係る考え方等をお知らせしてきたところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」がなされたこと等を踏まえ、各大学等における研究活動に係る考え方について、改めてお知らせします。

事務連絡
令和2年4月13日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」
を受けた研究活動に係る考え方について（周知）

新型コロナウイルス感染症に関しましては、令和2年4月7日（火）に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づき、内閣総理大臣から「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における臨時休業の実施に係る考え方について、令和2年4月7日付高等教育局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が示された場合における大学等の臨時休業の実施に係る考え方等について」をもってお知らせしたところです。

このたび、各大学等における業務運営等に当たっての留意点を改めて周知するとともに、各大学等における当面の研究活動に係る考え方について、下記のとおり、お知らせいたします。各大学等におかれては研究施設や研究活動の責任者のほか、研究活動に従事する教職員や学生等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1. 感染拡大防止のための適切な業務運営及び注意喚起・情報提供について

各大学等においては、出勤体制の縮小やテレワークの推進を通じて、感染拡大の防止に努めていただいているものと承知しております。

4月7日付高等教育局長通知に示した通り、各大学等の所管する施設等の所在する都道府県が行う要請等を踏まえた対応を適切に行うとともに、教職員及び学生等（以下「教職員等」という。）の健康や社会的影響を十分考慮して、業務運営にあたっていただくようお願いいたします。

特に、研究室等については、部屋が狭い場合等もあるかと思えます。この点、各大学等において、実験・研究・学生への指導等を実施する際には、3月24日付事務連絡「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」において示している通り、3つの条件（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であること、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意いただくことをお願いしておりますが、各研究室の状況に応じて、適切に対応を検討いただくよう、改めてお願いいたします。また、教職員等の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について適切に判断してください。

なお、感染拡大防止のための適切な注意喚起・情報提供については、4月7日付高等教育局長通知等でも依頼しているところですが、学内での活動以外についても、在籍する教職員等に対し、夜間も含め、密閉空間、密集場所、密接場所の3つの条件が同時に重なるような場所に行くことや、3つの条件が重なった状態で活動を行うことなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、適切に注意喚起を行ってください。また、新たな海外渡航の自粛、及び、検疫強化対象地域から帰国した場合の14日間の待機要請等について、適切に周知徹底を行うようお願いいたします。

2. 各大学等における当面の研究活動について

4月7日付高等教育局長通知においては、特措法第32条第1項に基づいて緊急事態宣言に出された場合における臨時休業の考え方についてお知らせしましたが、臨時休業を実施する場合であっても、在宅勤務を活用するとともに、継続中の実験や研究については、例えば以下（ア）～（カ）のような場合において、最低限の研究活動維持に必要な教職員等の学内への立ち入りが必要となる場合があります。立ち入りの適否については都道府県の知事（対策本部長）の要請内容によりますので、当該要請の趣旨をよく確認し、必要に応じ都道府県の担当部局と十分に相談ください。また、学内に立ち入る場合には、感染拡大

防止や教職員等自身の健康に配慮した上で、各部局において研究継続体制を整えるとともに、その他の教職員等については、可能な限り在宅で研究活動を継続するなどの工夫を行っていただきますようお願いいたします。なお、研究活動維持を目的とした場合を含む学生の学内への立ち入りに関しては、感染拡大防止の観点から各大学等の責任において適切に判断及び措置を講じていただくようお願いいたします。

- (ア) 研究に使用する生物（※）の維持・管理
- (イ) 液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理
- (ウ) 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理
- (エ) 研究に必要な基幹インフラ（実験施設・設備、情報システムなど）の稼働・維持・管理
- (オ) 研究活動を継続する上での各種安全確保対策
- (カ) その他法令等の義務の順守等に必要な場合

※実験動物の飼養及び保管にあたっては、関係法令等を踏まえ適切に実施してください。

また、都道府県の知事（対策本部長）の要請に基づく各大学等での対応により、研究の活動や計画の進捗に支障が生じ、競争的研究費等の公募型資金で求められている書類について当初の期限通りに提出することなどが困難になることが想定されます。現在、各公募型資金制度においては、公募申請をはじめとした各種手続きの期限延長等の柔軟な対応が進められていますので、お困りの際は、それぞれの制度を所管している担当部局に御相談ください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。」とされているところであり、当該研究の推進については積極的な御対応をお願いいたします。

（参 考）

【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）】

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/kihon_h\(4.7\).pdf](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/kihon_h(4.7).pdf)

【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～（令和2年4月7日閣議決定）】

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

【新型コロナウイルスに関連した研究機関・研究者、科学技術関連行政機関向けの情報提供（文部科学省ホームページ）】

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00004.html

【新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）】

<https://corona.go.jp/>

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 全体について
文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内2482）
E-mail: koutou@mext.go.jp
- 大学院教育について
文部科学省高等教育局 大学振興課（内3336）
E-mail: daikaika@mext.go.jp
- 競争的研究費について
文部科学省研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室（内3828）
E-mail: kenkyuhi@mext.go.jp
- 実験動物について
文部科学省研究振興局 ライフサイエンス課（内4366）
E-mail: life@mext.go.jp
- 文部科学省における感染症研究について
文部科学省研究振興局 研究振興戦略官付（内4369）
E-mail: senryaku@mext.go.jp
- 国立大学について
文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）
E-mail: hojinka@mext.go.jp
- 公立大学について
文部科学省高等教育局 大学振興課（内3370）
E-mail: daigakuc@mext.go.jp
- 私立大学について
文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）
E-mail: sigakugy@mext.go.jp
- 高等専門学校について
文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）
E-mail: senmon@mext.go.jp